

## 工事請負契約における単品スライド条項の適用について

国立市では、建設資材の価格高騰を踏まえ、工事請負契約約款第22条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり適用します。

### 1 対象品目

#### (1) 鋼材類

H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料

#### (2) 燃料油

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

#### (3) その他の資材

価格上昇要因が明確であるもの

### 2 対象契約

工事請負契約（約款に単品スライド条項の規定があるものに限る）

### 3 契約変更の条件

品目ごとの変動額【※1】が基準額【※2】を超えた場合に、スライド額の算出対象とします。

【※1】変動額は、品目ごとに算出します。ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に含まれる資材の変動額は含めません。

【※2】基準額は、対象工事金額の1%とします。ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、当該既済部分に相当する金額を控除した額の1%とします。

### 4 スライド額

スライド額の算出対象となった品目の変動額の合計額から対象工事金額の0.5%相当額を控除した額とします。

### 5 契約変更時期等

原則として工期末の2か月前までに請負者からの請求を受け、工期末に契約変更を行います。ただし、周知期間を考慮した緩和措置として、令和8年6月末までは、原則として工期末の7日前まで請求可能とします。

## 6 運用の詳細

- (1) 具体的な運用は、東京都の運用マニュアルに準じます。なお、東京都では局ごとに運用マニュアルが異なるため、本市の工事担当所管がどの局の積算基準に準じているかによって、準用する運用マニュアルを決定します。
- (2) 個別の案件に対する適用の相談は、当該案件の工事担当所管で受け付けます。